

## 川崎市海外ビジネスマッチング支援利用規約

### (目的)

第1条 「川崎市海外ビジネスマッチング支援利用規約」(以下「利用規約」という。)は、公益財団法人川崎市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)が提供する「川崎市海外ビジネスマッチング支援」(以下「支援」という。)を受けるために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小事業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者並びに医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人として、別表第1に定める者
- (2) 前号に掲げる企業者が主たる構成員となっている法律に基づき設立された組合及び団体

2 この要綱において「大企業」とは、前項各号のいずれかに該当する者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、特定ベンチャーキャピタル、投資事業有限責任組合は除く。

### (利用資格)

第3条 支援を受けることができる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 川崎市内に事業所を有している中小事業者等
- (2) 市民税を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が単独で所有している者、または出資している者
  - イ 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、複数の大企業が所有している者
- (4) 代表者、役員又は株主のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと

### (利用申請)

第4条 支援を受けることを希望する者(以下「希望者」という。)は、利用申請書(第1号様式)を産業振興財団に提出するものとする。

- 2 希望者は、利用申請書を提出する前に、産業振興財団が設置する海外支援コーディネーターによる申請内容の確認を受けるものとする。
- 3 前項の確認を行った後に市と協議の上、利用を決定するものとする。

(利用の制限)

第5条 同一の者による利用申請は、年度内において1回を上限とする。

2 年度内において予算の範囲を超えた場合は、利用申請の受付を中止するものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は、次のとおりとする。なお、この支援に係る業務は、産業振興財団が委託した海外現地のコンサルタント企業（以下「委託業者」という。）が行うことができるものとする。

- (1) 海外におけるパートナー、取引先等の候補となり得る者のリスト（以下「候補者リスト」という。）を作成する。
- (2) 候補者リストのうち、申請者が面談を希望する者に対して、日程、面談場所の調整を含めたアポイントメントを取る。
- (3) 前号でアポイントメントを取った面談に必要な資料の翻訳、通訳者の手配及び面談場所までの移動車両の手配を行う。
- (4) 前2号でアポイントメントを取った面談に同行する。

(支援の対象外となるもの)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、支援の対象外とする。

- (1) 海外における現地の社会通念上アポイントメント取得が困難と思われるもの
- (2) 具体的な事業活動を伴わない外遊的なもの
- (3) 違法性が疑われる事業活動及び公序良俗に反する事業活動に関わるもの

(支援の対象国又は地域)

第8条 支援の対象国又は地域は、次のとおりとする。

- (1) インドネシア
- (2) シンガポール
- (3) タイ
- (4) 台湾
- (5) 中国
- (6) ベトナム
- (7) マレーシア
- (8) ミャンマー

(費用負担)

第9条 支援に係る経費は原則として委託業者が負担する。ただし、次の経費等については申請者の負担とする。

- (1) 第6条を超える内容に対する費用
- (2) 申請者の渡航費

- (3) 申請者及び面談に同行する委託業者に関する海外における現地での交通費、運転者への報酬を含む車両使用料、宿泊費及びその他滞在に係る費用
- (4) 面談に必要な通訳者の報酬費
- (5) その他、相手方との面談に必要な経費

(免責事項)

第10条 申請者が支援を受けたことにより発生した申請者の損害及び申請者が第三者に与えた損害について、川崎市、産業振興財団及び委託業者は一切の責任を負わない。

2 面談の相手が、結果として申請者の希望と異なっていたとしても、川崎市、産業振興財団及び委託業者は一切の責任を負わない。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項第1号関係）

|                                  | 業種・組織形態  | 資本金           | 従業員  |
|----------------------------------|--|---------------|------|
|                                  |  | (資本の額又は出資の総額) | 常勤   |
| 資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象（個人事業主を含む） | 製造業、建設業、運輸業  | 3億円           | 300人 |
|                                  | 卸売業  | 1億円           | 100人 |
|                                  | サービス業  | 5,000万円       | 100人 |
|                                  | 小売業  | 5,000万円       | 50人  |
|                                  | その他の業種（上記以外）   | 3億円           | 300人 |
| 関連組合                             | 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等 |               |      |
| その他法人                            | 医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人<br>特定非営利活動法人（注）                          |               |      |

注 資本金・従業員規模の一方がその他の業種に記載の数値以下のもの。



#### 【注意事項】

1. 正式決定前に、コーディネーターから希望される内容、実施目的等のヒアリングを実施させていただきます。
2. ご利用は1年度で1回（一部メニュー利用の場合も含む）のみとさせていただきます。
3. 通訳や移動の実費（面談同行時の委託事業者に関するものを含む）や規定を超える部分等については、企業様のご負担となります。
4. 実施までの期間については、マッチングリストの作成までに1か月、これ以降アポイントメント取得までにさらに1か月程度が必要となりますので、日程によってはご希望に添えない可能性もあります。（この期間以内でも可能なケースもありますが、委託事業者の確認のうえ対応となります。）
5. マッチングについては、できる限りご要望に沿うよう実施いたしますが、業種や希望内容等によっては、ご希望の現地企業を探せないケースもあります。
6. 面談を設定した後で、天災・ストライキ・その他産業振興財団・委託事業者等の責によらない不測の事態や訪問先の都合のキャンセルもあり得ますことをご了承ください。
7. 申請後必要な場合に、委託事業者の担当者から直接ご連絡をさせていただきます。

\*上記以外についても個別にお願いするケースがありますので、ご了承ください。